

平成 28 年度

長野市包括外部監査の結果に関する報告書

(概要版)

監査テーマ:長野市における補助金等の事務の執行について

平成 28 年度長野市包括外部監査人

野 本 博 之

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
第2 監査の結果	3
第1章 序章(略)	
第2章 総括的意見	3
2.1 補助金等の見直しに関するガイドラインの策定	3
2.2 社会情勢の変化への対応	5
2.3 市が本来負担すべきか検討を要するもの	5
2.4 繰越金が過大等	6
2.5 交付先の補助金等の対象支出経費の明瞭化	6
2.6 補助対象事業・経費が広範囲	7
2.7 補助金等の上限額設定	7
2.8 補助金等の統合	8
2.9 公平性の確保	8
2.10 「補助金等の在り方」以外の指摘事項、意見	9
第3章 個別補助金等	10
3.0 行政経営の方針【行政経営分野】	10
3.0.1 支所発地域力向上支援金	10
3.0.2 ながのまちづくり活動支援事業補助金	11
3.0.3 Uターン促進多世代住宅建設補助金	11
3.1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健・福祉分野】	12
3.1.1 長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金	12
3.1.2 老人クラブ補助金	12
3.1.3 敬老祝事業補助金	13
3.1.4 短期入所行動障害児等援護事業補助金	13
3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか(ながのコロニー移転改築事業等元利償還 金補助金)	14
3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会事業協会)	14
3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)	15

3.1.8	飲料水供給施設等改修事業補助金	16
3.2	豊かな自然環境と調和した潤いあるまち【環境分野】	17
3.2.1	太陽光発電システム普及促進事業補助金	17
3.2.2	太陽熱利用システム普及促進事業補助金	17
3.2.3	産業廃棄物技術研修及び親子教室開催負担金	18
3.2.4	生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金	18
3.2.5	ながの緑育協会補助金	18
3.2.6	保存樹木樹林診断・剪定補助金	19
3.3	より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】	20
3.3.1	各種団体負担金・補助金(長野市道路・河川期成同盟会等補助金)	20
3.3.2	交通安全推進団体補助金	21
3.4	心豊かな人と多彩な文化が輝くまち【教育・文化分野】	22
3.4.1	私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金)	22
3.4.2	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金	23
3.4.3	長野市 PTA 安全互助会補助金	24
3.4.4	学校医委員会補助金	24
3.4.5	社会教育関係事業補助金	25
3.4.6	体育協会負担金	26
3.5	いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち【産業・経済分野】	28
3.5.1	観光まつり補助金	28
3.5.2	松代観光戦略補助金	29
3.5.3	松代歴史文化の発信・誘客	30
3.5.4	長野市善光寺表参道ガイド協会負担金	31
3.5.5	広域観光協議会負担金	31
3.5.6	観光コンベンションビューロー運営補助金	32
3.5.7	観光・コンベンション事業助成金	32
3.5.8	土地改良事業団体補助金	33
3.5.9	農業者育成(新規就農者支援事業)	34
3.5.10	緩衝帯維持管理支援事業補助金	34
3.5.11	長野市商業振興事業補助金	35
3.5.12	大規模集客イベント事業補助金	35
3.5.13	商店街イベント事業補助金	36
3.5.14	商工団体育成補助金	36

3.5.15 雇用対策補助金	37
3.6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】	38
3.6.1 長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会補助金	38
3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金	38
3.6.3 国・県道整備期成同盟会補助金	39

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項、第2項及び長野市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年長野市条例第4号)の規定に基づく監査

2. 選定した特定の事件

長野市における補助金等の事務の執行について

3. 事件を選定した理由

長野市一般会計(借換債を除く)の平成26年度の歳入決算は、170,584,272千円と前年度よりも1,274,183千円増加した。市税は58,693,312千円と前年度よりも2.1%増加したものの、自主財源の割合は低く、市債や国庫補助金などの依存財源によって賅っている状況であり、不断の歳出削減努力が求められる。

第6次長野市行財政改革大綱(実施期間は、平成25年度から29年度まで)においても財政の健全運営のために、歳出削減への取組が挙げられている。

長野市においては、監査委員による定期監査、財政援助団体等監査において、補助金交付の事務をも対象として監査をしており、また、平成15年度の包括外部監査で取り上げている。一方、昨年度、長野県では、大北森林組合が補助金を不正に受給していたことが判明し、大きな話題となった。

厳しい財政状態が予想されるなか、税金を財源とする補助金の執行については、公益性、有効性、合規性等が今まで以上に求められる。

以上の理由から、補助金の執行状況について監査を実施し、指摘や意見を表明することが、長野市が推し進める行財政改革の推進のためには有用であると考え、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象

市の歳出科目の節の区分で補助金、負担金及び交付金として支出される事業のうち長野市の裁量の余地が少ない義務的な負担金及び補助金等を除いたものを監査の対象とした。

詳細は「第2 監査の結果」「第1章 序章」「1.6 監査の具体的内容」「1.6.1 監査の対象とした補助金等」に記載している。

5. 外部監査対象期間

原則として平成27年度とし、必要に応じ他の事業年度についても監査の対象とした。

6. 監査実施期間

平成 28 年7月1日から平成 29 年2月9日まで

7. 監査の着眼点

公益性、合規性、効率性、有効性、必要性、公平性の各観点から検討した。
詳細は「第2 監査の結果」「第1章 序章」「1.2.2 監査の視点」に記載している。

8. 監査対象の選定と主な監査手続

8.1 監査対象補助金等の選定

補助金、負担金、交付金を対象とし、法令等に基づき義務的に支出しているものを除き全件。

8.2 主な監査手続

条例、諸規則及び市作成各種資料の閲覧
補助金等の申請者が作成した申請書、計画書、報告書、帳簿類、証拠資料等の閲覧
関係者(市担当職員)への質問
管理資料の閲覧と内容検討
その他必要と認める手続

9. 外部監査人及び補助者

外部監査人

公認会計士 野本 博之

補助者

公認会計士 塚本 大作

公認会計士 湯浅 嘉之

公認会計士 井上 光昭

公認会計士 武田 和弥

公認会計士 三枝 和臣

その他(注) 柄澤 千恵子

(注)公認会計士法(昭和23年法律第103号)第3条に規定する「公認会計士となる資格を有する」者

10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査の結果

第1章 序章(略)

第2章 総括的意見

市は補助金等の効果的な活用により施策の実現を目指す一方、一部には既得権益的な使われ方もあり、交付対象事業、交付金額が硬直化している現象がみられる。このような背景を受け、監査では公益性、合規性、効率性、有効性、必要性、公平性の6つの観点から検討を行った。

その結果、補助金等の在り方について共通の課題を有する補助金等が見受けられた。それらを以下に示したので、補助金等の在り方について検討されたい。

また、補助金等の在り方以外の個別の課題については、「第3章 個別補助金等」に指摘事項、又は意見として記載したので合わせて検討されたい。

2.1 補助金等の見直しに関するガイドラインの策定

<総括的意見>

長野市は、第四次長野市総合計画後期基本計画の施策及び主要な事務事業に係る行政評価の一環として補助金等についても合わせて見直しを行っている。しかし、全ての補助金等が定期的な周期に基づいて一律に見直されているわけではないため、補助金等の見直しに関するガイドライン等を策定して、定期的な補助金の見直し体制をより効果的なものとするのが望まれる。なお、補助金等の見直しに関するガイドラインを設定する際には、以下の点に留意する必要がある。

(1) 基本的な視点

補助金等の見直しにあたっては、以下のような基本的な視点から見直しが行われる必要がある。

- ・ 交付の対象となる事業、団体等の活動は、市や社会の公共の利益となるか
- ・ 交付の対象となる事業、団体等の活動は、より広い地域、多くの市民に還元する内容か
- ・ 補助金等の事業の目的や内容は社会情勢に合致しているか
- ・ 交付の対象事業の目的や内容から判断し、市が関与すべきか
- ・ 補助金等がなければ事業を実施できないか
- ・ 交付に対し適切な目標が設定され、具体的な成果が把握されているか
- ・ 補助金等の制度の内容、実績、効果等が市外部へ適切に公表されているか
- ・ 効果の観点から、整理、見直しをすべきものはないか
- ・ 補助金等の算定や対象経費が明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、妥当であるか
- ・ 補助金等の交付先の選定が他団体や市民との間で公平であるか
- ・ 補助金等の交付先が特定の個人や事業者には偏っていないか

(2) 運営費補助から事業費補助への移行

補助金等の交付にあたっては、事業費を対象にし、事業計画に基づいて、事業目的の達成に政策的な必要性が認められる場合に補助金等が交付されることが望まれる。事業費補助にすることで、補助の効果、必要性の検証が可能となる。そのため、運営費補助事業については事業費に対する補助への切り替えを進めていくことが必要である。

(3) 終期設定(サンセット方式)を行う

補助等が長期間にわたる場合、当初の交付目的が希薄化している場合や既得権化等の様々な課題が発生することが想定される。そのため適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。ガイドラインにおいては、原則としてすべての補助金等に終期設定を行うことで所管課において自己検証を行う体制を構築することが望まれる。また、国等の補助事業が終了した場合の取り扱いも明確化する必要がある。

(4) 利用者の視点に立った補助金等の整理・統合の推進

目的や内容が重複・類似する補助金や関連する補助金は、交付先となる市民・団体の申請・実施結果報告等の手続きの簡素化・省力化の観点から整理・統合を行い、利用者の視点に立った補助金制度とすることが望まれる。また、行政の事務の効率化・迅速化の観点からも、関連する補助金等の整理・統合が望まれる。

(5) 補助金等の交付先の財政状況の検討

補助金等の見直しにあたっては、交付先の団体等の財務状況について、補助金等が交付先の収入の多くを占め、補助金等に依存する構造になっていないか、交付した金額以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか、団体等が自立性を高めるための取り組みを行っているか等を把握し、補助等の必要性について検討することが望まれる。財政状況の検討においては、特に、単年度の収支のみではなく、内部留保にも留意する必要がある。

(6) 事業効果の検証

補助金等の見直しにあたっては、補助事業の評価に適切なアウトカム指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施することが望まれる。事業の有効性・効率性等を検証し、PDCA サイクルを回すことが必要であるため、成果指標は、アウトカム指標によって設定されるべきであり、特に、アウトプットとアウトカムは明確に区別する必要がある。また、少額の補助金等については、費用対効果の観点からその意義が乏しいことも想定されるため、積極的に見直しを行うことが必要である。

(7) 補助金等の見直しの仕組み

補助金等の見直しにあたっては、所管課において補助金等事業評価シートの作成を行いながらガイドラインに示された各種基準に照らして補助等の在り方や見直しの方向性を検討するとともに、評価担当部局及び外部委員による評価を行うとともに、次年度予算に反映させるといった仕組みが構築されることが望まれる。

(8) 検証機会の確保

補助金等について、社会情勢などの外部環境の変化に適応した制度としていくために検証機会が確保される必要がある。原則としてすべての補助金等に対して終期の設定(サンセット方式の確立)をすることにより、必然的に検証機会が確保されることになる。終期設定がされていない補助金等がある場合は、当該補助金等に対しても検証機会を確保することが望まれる。

2.2 社会情勢の変化への対応

太陽光発電の普及、北陸新幹線開通、下水道整備等の社会資本の整備の進展により、役目を終えつつある、または、平均寿命の高齢化が進み、「高齢者」が社会通念上の「長寿」ではなくなってきたといった社会情勢により、課題が変化している事業に対して、当初の目的のままで、補助金等を交付している例がある。

<例>

- 3.1.3 敬老祝事業補助金
- 3.2.1 太陽光発電システム普及促進事業補助金
- 3.2.2 太陽熱利用システム普及促進事業補助金
- 3.2.4 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金
- 3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金

<総括的意見>

社会情勢の変化に対応し、終期を検討するか、交付条件を見直す必要がある。

2.3 市が本来負担すべきか検討を要するもの

市の事業を専門家に依頼する場合において、その専門家に対して報酬を支払っているにもかかわらず、専門家団体の事務経費に補助金を交付している例がある。このような経費は専門家への報酬を財源とする会費で賄うべきである。

保険料等で本人負担分と市負担分が制度として区分されているにもかかわらず、本人負担までも市が負担している例がある。

<例>

- 3.4.1 私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金)
- 3.4.2 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金
- 3.4.4 学校医委員会補助金

<総括的意見>

市が補助する意義を確認し、補助金等を交付する必要性を検討することが望まれる。

2.4 繰越金が過大等

補助金等を上回る繰越金を有している団体、又は、経営が安定化している団体へ補助金等を交付している例がある。

<例>

- 3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか(ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金)
- 3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会事業協会)
- 3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会補助金)
- 3.3.2 交通安全推進団体補助金
- 3.4.3 長野市 PTA 安全互助会補助金
- 3.5.2 松代観光戦略補助金
- 3.5.8 土地改良事業団体補助金
- 3.6.3 国・県道整備期成同盟会補助金

<総括的意見>

補助金等がなくともあるいは減額しても事業の遂行は可能であること、また、公益団体であっても補助金等の交付額は事業年度ごとに必要最小限であるべきであり、設備更新等の必要な場合はその都度査定して補助金額を決定することで対応可能であることから、補助金等の交付金額を精査することが望まれる。

2.5 交付先の補助金等の対象支出経費の明瞭化

交付先の支出内容の一部に一括渡し切りのものがあり、支出内容が不明瞭な例がある。また、対象経費が目的適合性に疑問のある例がある。

<例>

- 3.3.1 各種団体負担金・補助金(長野市道路・河川期成同盟会等補助金)

- 3.4.1 私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金)
- 3.4.5 社会教育関係事業補助金
- 3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客
- 3.6.1 長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会補助金
- 3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金
- 3.6.3 国・県道整備期成同盟会補助金

<総括的意見>

明確な支出内容の報告を求め、適切な事業に補助金が使われているか検証すべきである。

2.6 補助対象事業・経費が広範囲

補助対象事業、補助対象経費が広範囲となっており、審査での裁量の幅が大きく予算消的に使用される可能性がある。

<例>

- 3.0.1 支所発地域力向上支援金
- 3.0.2 ながのまちづくり活動支援事業補助金
- 3.3.1 各種団体負担金・補助金(長野市道路・河川期成同盟会等補助金)
- 3.5.2 松代観光戦略補助金
- 3.5.7 観光・コンベンション事業助成金

<総括的意見>

交付対象事業・経費が広範囲に及ぶものについては、制度導入当初は一定の効果が認められるが、長期に及ぶと予算消的に使われる可能性がある。このような補助金は終期について検討し、補助金制度開始から一定期間経過後に補助の効果が認められる事業は、個別の補助金で対応することが望まれる。また、支出内容が類似の補助金とのすみわけが必要である。

2.7 補助金等の上限額設定

事業計画及び長野市補助金等交付規則に基づき交付しているのみで、具体的な交付要綱がないため、または交付要綱は制定されているものの内容が不足しているため、予算編成や執行の過程で交付金額を設定しており裁量の幅が広い。

<例>

- 3.2.5 ながの緑育協会補助金

- 3.4.5 社会教育関係事業補助金
- 3.5.2 松代観光戦略補助金
- 3.5.7 観光・コンベンション事業助成金
- 3.5.14 商工団体育成補助金
- 3.5.15 雇用対策補助金(職業訓練事業運営費補助金)

<総括的意見>

交付要綱を制定し、目的、交付対象事業費の範囲、補助金額の算定方法及び上限額を設定すべきである。

2.8 補助金等の統合

限定された特定の事業者に対して複数の補助金を交付しているもの、あるいは同様の目的に対して類似の補助金等が並列しているものがある。

<例>

- 3.1.1 長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金／3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)
- 3.5.2 松代観光戦略補助金／3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客
- 3.5.6 観光コンベンションビューロー運営補助金／3.5.7 観光・コンベンション事業助成金

<総括的意見>

事務の効率化の観点から、同じ目的を持つものについては一元的に交付要綱を制定し、これに基づいて交付がなされるよう検討すべきである。

2.9 公平性の確保

人口の大小にかかわらず、地区ごとに一律補助金上限額が設定されているもの、平成の合併地区(中山間地域)に経過措置として補助金等が交付されているが、昭和時代の合併地区(中山間地域)には交付されていないものがある。

<例>

- 3.0.1 支所発地域力向上支援金
- 3.1.8 飲料水供給施設等改修事業補助金
- 3.5.1 観光まつり補助金

＜総括的意見＞

一律に均等額を交付している補助金等については均等割と人口割の併用、合併の経過措置として存続している補助金等についてはその効果を測定し存続又は廃止の検討を行うことが望まれる。

2.10 「補助金等の在り方」以外の指摘事項、意見

- 3.0.3 Uターン促進多世代住宅建設補助金(意見:制度の周知)
- 3.1.2 老人クラブ補助金(意見:精算払いの採用、国庫補助金の対象化)
- 3.1.4 短期入所行動障害児等援護事業補助金(意見:要綱の交付条件見直し)
- 3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか(ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金)(指摘事項:必要書類の整備)
- 3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会事業協会)(指摘事項:必要書類の整備)
- 3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)(指摘事項:必要書類の整備、意見:法人運営事業費の多事業費への配賦)
- 3.2.3 産業廃棄物技術研修及び親子教室開催負担金(意見:市による事業結果の公表)
- 3.2.5 ながの緑育協会補助金(意見:適切な目標設定、緑育の推進拠点)
- 3.2.6 保存樹木樹林診断・剪定補助金(意見:実績と効果の公表)
- 3.4.5 社会教育関係事業補助金(意見:長野市PTA連合会事業の効率的運用)
- 3.4.6 体育協会負担金(意見:補助対象(交付先の支出内容)の明示)
- 3.5.2 松代観光戦略補助金(意見:補助金への依存からの脱却)
- 3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客(意見:補助対象事業費の実績把握)
- 3.5.4 長野市善光寺表参道ガイド協会負担金(意見:適切な文書管理、交付額査定の根拠の信頼性)
- 3.5.5 広域観光協議会負担金(意見:参画対象協議会の選定)
- 3.5.9 農業者育成(新規就農者支援事業)(意見:事業内容の見直し)
- 3.5.10 緩衝帯維持管理支援事業補助金(意見:事業内容の見直し)
- 3.5.11 長野市商業振興事業補助金(意見:制度の周知)
- 3.5.12 大規模集客イベント事業補助金(意見:他の補助金との相乗効果(複数担当課での連携))
- 3.5.13 商店街イベント事業補助金(意見:複数担当課での連携と見直し)

第3章 個別補助金等

補助金等を長野市第四次総合計画後期基本計画に従って分類した。

項目の枝番は同計画の政策番号に従い「0」から開始している。

3.0 行政経営の方針【行政経営分野】

長野市を取り巻く社会経済情勢や行財政の変化の中において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」をより効率的かつ市民本位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針である。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

3.0.1 支所発地域力向上支援金

【指摘事項】

なし。

【意見】

終期の設定

本補助金の対象となる事業の目的は「保健及び福祉の充実」、「教育及び文化の振興」、「安全及び安心の実現」、「環境の保全及び景観の形成」及び「その他地域の活性化及び課題の解決」と非常に広範囲である。実施事業には「地域活性化型」と「課題解決型」がある。

「地域活性化型」は新規イベントの立ち上げ等があり、「課題解決型」については除雪機、AED等の物品購入、イベント用品等の補修等がある。

本補助金は地域の抱える多種多様な課題の解決に貢献するものであり、制度を開始してから平成28年度でまだ3年目であることから本補助金の必要性は高く、今まで補助の対象とならなかったり、資金がなくて実施できなかった団体が事業を実施できるようになってきている面では一定の効果が認められる。

しかし、課題解決型については時の経過とともに緊急性のある優先度の高い課題は減少し、優先度の低い課題や従来から継続しているイベントに補助金が向けられ、予算消化的に補助金が使われる可能性がある。

市の優先政策を効果的に実行するためには、運営による裁量をできるだけ排除し、目的及び補助対象事業を明確にした個別の補助金をもって対応すべきである。よって、本補助金の開始から一定期間経過した段階で、地域活性化に有効な事業は個別の補助金をもって対応・継続し、目的が広範囲な本補助金制度の終息時期を検討することが望まれる。

予算配分の公平性

予算配分が人口に関係なく各地区一律 50 万円であり、均等割と人口割を併用するなど人口に応じた予算設定の検討の余地がある。

3.0.2 ながのまちづくり活動支援事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

終期設定の検討

「まちづくり」の定義は狭義の「行政主体の都市計画」から広義の「住民主体の生活環境の整備、コミュニケーションの増進」に変わりつつある。要綱上「まちづくり」の定義を広義に解釈し「地域課題解決」に向けた「市民公益活動」とし、活動の対象は広範囲となっている。これに対して市では平成 27 年度から優先政策に適合したテーマを設定し、活動を支援している。しかし、市の優先政策に関する活動については、有効性の面から明確な目的をもった個別の補助金で対応し、運用面での裁量の余地をできるだけ制限すべきであり、このような広範囲な目的をもった補助金については今後の存続の可否を検討すべきである。

3.0.3 Uターン促進多世代住宅建設補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

制度の周知について

本補助金は「長野市中山間地域空き家改修等補助金」とともに、中山間地域への U ターン及び市外転入を促進し、中山間地域の活性化を図るための制度である。その利用は平成 27 年度において1件と少ない。中山間地域の産業振興、子育て支援と合わせ中山間地域の魅力について内外に発信し、効果を上げることが期待される。

3.1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健・福祉分野】

急速な少子・高齢化の進展、世帯構成の変化、都市化や過疎化などによる社会構造の変化に伴い、人間関係の希薄化が進む地域社会や家庭において、認め合い地域で支え合うことで、一人ひとりが安心して自立した暮らしを営めるとともに、健やかに暮らせるまちを目指すものである。（第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋）

3.1.1 長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

他の補助金との統合

長野市社会福祉協議会に対する補助金は、本補助金のほか「社会福祉協議会補助金」がある。補助対象先が同一であるため事務の効率化の観点からは、要綱を改正の上、社会福祉協議会補助金で対応することを検討することが望まれる。

3.1.2 老人クラブ補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

精算払いの採用

会員割額分について概算払いを行っているが、支給総額が一団体あたり数万円と少額であることから、事務の効率化や振込手数料の負担面からは非効率となっている。市老連と協議において、精算払いとすることについて検討が望まれる。

国庫補助金の対象化

長野市老人クラブ連合会を対象として、市老連活動促進事業（貸金補助）に対する国庫補助制度があり、1/3を対象とすることができる。しかし、当該制度を利用するに当たっては、就業規則、給与規定、雇用契約書、出勤簿、貸金明細書等の適切な整備・運用が求められている。現在は、国庫補助の対象となっていないため、書類管理の徹底など市として適切な指導を行い、今後、国の補助金の対象としていくことが望まれる。

3.1.3 敬老祝事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

対象年齢の見直し

記念撮影事業の対象者は77歳及び100歳であり、敬老祝事業の対象者は88歳及び100歳となっている。近年、平均寿命が延び高齢化が進み平均寿命が記念撮影事業の対象者である77歳を超え、対象者数は増加傾向にある。当初の昭和47年度は補助額15万円であったが、利用者の増加を受け長野市営業写真館協会と協議をし、改定を行ってきている。直近では、平成15年度に250万円から300万円に改定しており、今後も対象者数及び実績の増加により補助金額の増加が想定される。

近年では、事業を廃止している団体(神戸市等)や大幅に事業費を削減している団体(大津市、千葉市、福島市等)もあり、長野市においても近年、複数回の事業見直しを行っているところである。

平成22年に厚生労働省が発表した長野市の平均寿命が、男性81.1歳、女性が87.2歳であること等を踏まえ、今後、記念撮影事業の対象年齢等について再度見直しをしていく必要がある。

3.1.4 短期入所行動障害児等援護事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

要綱の交付条件見直し

平成26年度に要綱を改正し対象を拡大したところ、補助対象者数は増えたが想定より障害者の利用割合が大きくなっている。担当課では、障害者については地域移行に基づき、グループホームや施設入所に移行する方向性のため、要綱の趣旨に鑑み、障害児7割、障害者3割程度が適当と考えている。現状、平成28年度は、強度行動障害者(児)の短期入所利用泊数を810泊として目標を設定している。事業の成果の指標としては、障害児7割、障害者3割を前提とすると、障害児567泊、障害者243泊となるため当該数値を目標として事業を運営しPDCAサイクルによる見直しを行うことが望まれる。

現在、障害者の受け入れについては、要綱に規定する障害者を受け入れられる「止むを得ない理由」により行っている。そのため、平成28年度の実績を受けて、要綱の見直しを行い担当課が目標とする障害児7割、障害者3割程度の水準達成に向けた対応が望まれる。

3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか(ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金)

【指摘事項】

必要書類の整備

社会福祉法人の助成の手続に関する条例第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、平成27年6月12日の「ながのコロニー(ワークサポート篠ノ井、ハートフル五明)移転改築事業元利償還金補給補助金申請書」において理由書、財産目録及び貸借対照表の添付がないため、条例に基づく書類の徴求が求められる。

【意見】

経営安定化の定義

経営難に陥っていた法人の身体障害者福祉工場等就労継続支援施設の経営安定化を図ることを目的として同補助金を設定している。現状では、長野福祉工場に関連する事業に関する経営は依然として赤字であるものの、社会福祉法人ながのコロニー全体でみると資金収支差額合計は27,501千円と黒字となっている。また、全社での黒字額は、交付された補助金額18,074千円を上回り、当期末支払資金残高も459,530千円と多額に計上されている。法人全体の経営状態は補助協議当時と比べ改善はしているものの、経営の安定化が見込める状況について明確な定義づけがされていないため、補助の必要性についての判断がなされていない。経営の安定化が見込める状況について定義を定め、法人の経営の安定化を踏まえて補助金の見直しを検討していくことが必要である。

3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会事業協会)

【指摘事項】

必要書類の整備

社会福祉法人の助成の手続に関する条例第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、財産目録及び貸借対照表を徴求していない。

【意見】

団体の収支の状況からの補助金の必要性

長野市社会事業協会の平成27年度決算は資金収支事業活動収入で前年比57,304千円増収

となるなど、収入面、財務面で安定をみせている。一方で、協会本部経費(理事長1人、正規職員3人、嘱託職員3人の人件費の一部)の補助として、平成27年度は平成24年度長野市運営費補助金額(28,481千円)の30%減の額(19,937千円)を交付している状況(毎年10%ずつ減)にある。協会の現在の財政状態、経営状態を考慮すると、運営費補助の必要性が乏しいことから、運営費補助金については平成33年度を待たず廃止することが望まれる。

3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)

【指摘事項】

必要書類の整備

社会福祉法人の助成の手続に関する条例第2条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、財産目録及び貸借対照表が徴求されていない。

【意見】

減額の検討

法人全体の次期繰越額及び純資産額の水準、当該補助金の交付対象(法人運営事業も含む。)である地域福祉活動拠点区分の純資産額の水準から、現状では補助金額を大幅に超える純資産額がある。純資産のうち、ボランティア活動振興基金やふれあい福祉基金は寄附金等を財源としており、基金の目的と一致する事業には基金の活用が可能であることから、補助金の減額も検討の余地がある。今後、基金の活用も含めて、事業者と補助協議を進めていくことが望まれる。

法人運営事業費の多事業費への配賦

法人運営事業は、社会福祉事業の地域福祉活動拠点に含まれているが、その他の拠点や公益事業を含めた法人運営を行っているものである。そのため、人件費等については、他事業においても負担すべきものであり、他事業の収支差額では充当しきれない分について補助すれば足りるものである。現在、社会福祉事業に計上されている法人運営費については、公益事業に配賦するとともに、社会福祉事業の中でも児童館・プラザ拠点、共同募金事業拠点、介護保険事業拠点等に配賦を行ったうえで、自主財源のない社協独自事業に要する経費として補助を行うことが望まれる。

3.1.8 飲料水供給施設等改修事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

小規模水道施設に対する自立促進

合併前の信州新町及び中条村において交付していた小規模水道の維持のための補助金で、平成31年度で終了する予定である。小規模水道の維持に当たっては、当該地域の経済的負担は大きく、格差是正という観点からは意義があるといえるが、新市町村合併特例交付金が支給される平成31年度で補助金を終了することができるよう、各小規模水道施設に対して引き続き説明し、自立を促していくべきである。

3.2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち【環境分野】

地球温暖化対策として温室効果ガスの削減が急務となっており、地球規模での様々な環境問題への取組が求められている中において、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、豊かな自然環境を保全し、限りある資源が循環する、環境に調和した長野らしいまちを目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

3.2.1 太陽光発電システム普及促進事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

終期等の設定

国の補助金が平成 25 年度に廃止され、それに連動して地方自治体の補助金についても改廃が進む中、長野市地球温暖化対策地域推進計画(平成 26 年4月改定)にある当面目標(平成 28 年度までに 9,600 件、38,000kW)を平成 27 年度において、既に出力では達成している状況である。

また、太陽光発電パネルの価格は下落傾向にあり、反面電気料金は上昇傾向にあることから、家庭での採算性は向上傾向にある。

以上を踏まえると、同補助金の廃止や、終期の設定等、改廃について検討すべきと考えられる。

3.2.2 太陽熱利用システム普及促進事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

補助金額の見直し

補助金が開始された平成 24 年度以降、太陽熱利用システム導入コストは自然循環型が約 4.6%、強制循環型が約 4.9%下がっているが、交付要綱は補助金開始以降、見直されていない。補助金の対象経費となる、太陽熱システム導入コストの変動を勘案し、補助金額の見直しを検討する必要がある。

3.2.3 産業廃棄物技術研修及び親子教室開催負担金

【指摘事項】

なし。

【意見】

市による事業結果の公表

事業結果の公表については、現在、長野県資源循環保全協会のウェブサイト、同協会の機関紙“季刊しなの(年4回発行)”を活用しているが、廃棄物処理法では市民及び事業者の意識を市が啓発しなければならないと規定されていることから、市が主体的に当該事業の募集や結果報告について、市民へ広く公表することが望まれる。

3.2.4 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

下水道に接続可能な市民への補助金

現在、下水道の整備は概成に近づいているが、下水道に接続可能となった市民の簡易浄化槽清掃事業にも一律の補助金が支払われている。これは下水道に接続可能な簡易浄化槽利用者が、下水道に接続することなく簡易浄化槽を利用し続けることの誘因となり、多額の市費が投じられた下水道整備事業と政策的に整合していない。下水道に接続可能な市民に向けた補助金に関し、補助率の引き下げや終期設定等の方策を検討する必要がある。

3.2.5 ながの緑育協会補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

要綱・要領の設定

本補助金については、交付要綱が制定されておらず、長野市補助金等交付規則にのみ基づいて交付されている。

「ながの緑育フェスタ」等、各種イベント費用が増加していることを理由として補助金額が拡大傾向にあるが、際限なく補助金額が増加することを抑制するため、補助金の上限金額や算定方法、対象経費等を規定した要綱や要領の設定について検討すべきである。

適切な目標設定

緑育について、目標や成果を数値として明示することは困難であると考えられるが、補助金支出額の妥当性や補助金の有効性を市民に向けて説明するためには、適切な目標及び効果測定指標が必要である。現在、本補助金は緑育マイスター養成講座受講者数を目標数値としているが、同数値は年々減少傾向にあるものの、補助金金額は増加しており、目標数値と補助金額の関係に矛盾がある。適切な目標設定について検討すべきである。

緑育の推進拠点

緑育は市全域において推進されるべきと考えられるが、主な事業の実施拠点は市南部に位置する篠ノ井中央公園であり、市内での不均衡が生じていると考えられる。市全域に緑育が推進されるよう、事業内容を検討すべきである。

3.2.6 保存樹木樹林診断・剪定補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

実績と効果の公表

補助制度の内容は市のウェブサイト等で公表しているが、補助金の実績、効果等についての公表はない。本補助金の効果を数値で表現することは困難だが、実績は「長野市行政地図情報」等を用いて公表することが可能であると考えられる。

3.3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】

災害や犯罪等が多発し社会不安が広がる中において、市民の生命・財産を守り、だれもがより安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の実現を目指すものである。(第四長野市次総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

3.3.1 各種団体負担金・補助金(長野市道路・河川期成同盟会等補助金)

【指摘事項】

一括渡し切り支給の経費について

一部の治水対策委員会の平成26年度収支決算及び平成27年度収支予算書の事業費の中に、「小委員会交付金」と記載されている一括渡し切りの経費が計上されており、決算書からは使途が判別できない。小委員会は団体組織内の委員会であり、使用目的を明らかにするためにも小委員会の経費も団体の決算書に費目ごとに合算するか、小委員会の決算書も提出書類に添付すべきである。

【意見】

補助金の使途について

一部の治水対策委員会の決算書の支出済額のなかに渉外費(慶弔費等)という項目がある。この項目は交付要領の趣旨に照らして妥当ではない。

また、多くの団体で総会后懇親会を開催しているが、懇親会を会費制にしている団体がある一方で、一部の団体では懇親会に係る費用に補助金が充てられている。総会及び懇親会そのものは、会員間及び国や県担当職員との情報交換を促す意味で有益であると認められる。しかし、飲食を伴う主催者の懇親会の費用(会議時のお茶代を除く。)に税金があてられることは望ましくない。懇親会を会費制によって開催している団体もあることから公平性にも問題がある。

懇親会費は会費又は補助金以外の他の収入で賄うこととともに、補助金が目的に照らして有効に利用されるよう、要領上補助対象経費を明確にすることが望まれる。

3.3.2 交通安全推進団体補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

補助金の必要性

市が交付する補助金の額は毎年度数十万円であるが、繰越額は平成 27 年度の時点で 10,000 千円を超えている。車両購入のため平成 28 年度の繰越額はゼロとなっているが、基本的に繰越額は補助金の額を上回っている。

補助金の対象は地域で実施する交通安全活動に伴う経費や広報・啓発に要する物品購入・チラシ等の印刷製本費に限っており公益性は高いが、補助金がなくとも交通安全協会が活動を続けていくことは可能である。

交付対象団体の繰越額も考慮した上で、補助金の額を検討することが望まれる。

3.4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち【教育・文化分野】

少子・高齢化、核家族化や都市化などの社会環境の急速な変化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化し、コミュニティの重要性が高まる中において、健やかで人間性豊かな人材の育成と地域に息づく多彩な文化の形成を目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

3.4.1 私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金)

【指摘事項】

補助金対象事業費支出内容の適切性

本補助金は「質の高い幼児教育の実現」を目的として、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業に対して、長野市として支援するものである。しかしながら、平成26年度の収支状況を調査したところ、補助金対象経費である「研修費」「振興費」「広告費」のうち、下記のとおり「振興費」と「広告費」の使途全額が目的と相容れない不適切なものであった。

【振興費】401 千円

振興費の使途は、出席者も限られた「懇親会」費用としての性質であることから、「質の高い幼児教育の実現」を目的とした幼稚園教諭等を対象とする研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業には該当せず、補助金の使途として適切ではない。

【広告費】887 千円

内容はウェブサイトのドメイン年間使用料及び雑誌広告掲載料である。いずれも園児募集を主目的とするものであり、「質の高い幼児教育の実現」を目的とした幼稚園教諭等を対象とする研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業には該当せず、補助金の使途として適切ではない。さらに、ウェブサイトについては1年間以上更新が停滞していることから、園児募集目的としても、有効に活用されていると言い難い状況である。

【意見】

長野市幼稚園連盟補助金の見直し

長野市幼稚園連盟補助金は、長野市幼稚園・認定こども園連盟の事業費(研修費、振興費、広告費)のほぼ全額を補助している(1,540 千円)。補助金交付額は1園当たり55 千円(28 園)に相当している。

長野市幼稚園連盟は、長野市内における各幼稚園及び認定こども園の相互の連携と幼児教育

事業の発達進展を図り、その使命の達成を期することを目的としている(長野市幼稚園・認定こども園連盟規約第3条)。そして、長野市幼稚園連盟補助金を交付する必要性として、長野市幼稚園・認定こども園連盟に加盟する幼稚園等に在園する児童(3歳・4歳・5歳)は約4,000人おり、市内の児童数の約4割を占めている。幼児教育を推進するために、幼稚園教諭等の資質向上に資するものとして団体が実施する研修等に必要な経費等として、私学助成を補完する意味も含め、ある程度の公費負担は必要であるとしている。

しかし、長野市幼稚園・認定こども園連盟は、幼稚園等の職業団体であり、その運営は本来的には各々の幼稚園等の会費によって賄われるべきである。また、各々の幼稚園等に長野市私立幼稚園補助金及び長野県の私立幼稚園教育振興費補助金が交付されており、この中には教員の資質向上促進分として研修参加費の補助が含まれていることから、「質の高い幼児教育の実現」を目的とする本補助金と実質的に重複する側面もある。指摘事項に記載のとおり振興費、広告費として適切でない事業に使用されている現状も考慮すると、本補助金を交付すべきではないと考える。

3.4.2 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金

【指摘事項】

なし。

【意見】

共済掛金の保護者負担分に関する市負担の見直し

災害共済掛金の負担について、市は学校設置者負担分及び学校設置者免責分として1人当たり485円を負担し、これに加えて、保護者負担分についても1人当たり460円を市が全額負担している(「長野市日本スポーツ振興センター共済掛金事務取扱要領」では、第3)。

保護者負担分の市の負担については、子育て支援の一つとして、保護者の経済的負担を軽減するため、特に義務教育課程においては保護者が経済的負担を理由に加入しない状況をなくし、児童生徒全員が平等に治療費用や見舞金の給付が受けられ、学校生活を安心して過ごすことができることを目的に実施している。また、県内19市中12市が全額を公費負担している状況である(平成28年5月調査)。

しかし、災害共済給付制度において、災害共済掛金の保護者負担分については本来的に保護者負担によるものである。

全員の保護者が保護者負担分を負担するためには、保護者が災害共済給付制度の趣旨を十分に理解し賛同して負担できるように、担当課は説明ツール等によって各学校を支援することが必要であると考ええる。

また、災害共済掛金の保護者負担を保護者が負担することは市の負担額を減少させる効果があるとも言える。

3.4.3 長野市 PTA 安全互助会補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

保険料の市の負担について

長野市 PTA 安全互助会補助金は、PTA 団体傷害保険料(140 円/世帯)のうち 14 円/世帯(1割)を負担するものである。1割負担については市と長野市 PTA 連合会の協議により決定した金額である。

PTA 団体傷害保険料は、PTA 管理下の行事において災害にあった場合でも、保護者会員、教職員会員及び児童生徒が補償を受けられることで、安心して保護者会員、教職員会員及び児童生徒が参加できるようになる。このことにより、PTA 活動の促進につながり、地域と学校との間で良好な関係が築ける効果もあるとしている。

PTA 団体傷害保険料の必要性は以上のとおりである。しかし、PTA 団体傷害保険料の負担については、一義的には PTA 会費によって賄うべきものである。長野市 PTA 連合会は、年間の収支が概ね均衡している状況ではあるが、繰越金があることを考慮すると収支のやり繰りで当該費用を賄うことができると考えられるので、PTA 団体傷害保険料の負担については減額または自立を促すよう検討することが望まれる。

長野市 PTA 連合会は、なお一層 PTA 活動の促進や地域と学校との間で良好な関係が築いていくことを支援することが望まれる。

3.4.4 学校医委員会補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

長野市学校医委員会等補助金の見直し

長野市学校医委員会等補助金交付要領では、各医師会等を交付対象として、各医師会等内に設置された学校医委員会等が行う学校における保健管理や環境衛生に関する専門的事項について、学校医等間の連携、学校医等の欠員補充、学校保健に関する協議及び研究などの業務に対して補助金を交付している(長野市学校医委員会等補助金交付要領第1(趣旨))。学校医委員会補助金の補助金交付額は医師会等の1単位につき均等割として年額 10,000 円及び各医師会等の会員一人につき年額 1,400 円となっており、各医師会等に総額 473 千円(平成 27 年度実績)

を支給している。

医師には学校医を引き受けなければならない義務規定はないものの、医師の任務として公衆衛生の向上と増進に寄与することとされている(医師法第1条(医師の任務))。長野市は学校医(医師)に嘱託給与を支給している。学校医はその効果から公衆衛生の向上と増進に寄与しているといえる。

医師会は医師の職業団体であり、会員である医師の会費により、医師の事務的業務等を委託されている。学校医に関する事務についても医師から委託されているとして、その費用は医師会会費によって賄うことが本来の姿である。

一方、医師会等を通じて学校医との調整をすることで、学校医等の間での連携や情報交換等が可能になり、欠員が生じた場合も速やかな対応が可能となっているほか、研修を行うなどにより、学校保健事業が円滑に実施できているとする現実的な効果がある。

そこで、学校医等に関する事務的費用は医師会会費によって賄うべきではあるが、現実的な効果を考慮すると、医師会等による負担額を増額して、長野市学校医委員会等補助金を減額していくことが望まれる。

なお、学校医等については、全国的には教育委員会が医師会、歯科医師会及び薬剤師会の協力を得て、市学校保健会を設置し、同様の業務を行っている。市学校保健会は中核市 45 市中 42 市が採用しており、教育委員会が負担金や委託料等を拠出し、運営をしている。

3.4.5 社会教育関係事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

社会教育関係事業補助金交付要綱の改定の必要性

(1) 交付先固定化の除去

社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう(社会教育法第2条)。

社会教育は対象が広範にわたっている。しかし、社会教育関係事業補助金の交付先は長年にわたり2団体に固定されている(1団体追加されることもある。)。所管課が予算編成時に事前検討を行い、交付先団体を吟味していることから、補助金交付先が固定化され既得権化していると言える。いきいき生涯学習の補助対象事業については、他にも多くの一般向け講座を行っている NPO 等が主催する事業も考えられることから、社会教育の広範な対象に適合させるために、補助金の交付手続きを透明化して、補助金交付先の公平性を図る必要がある。

一方、以上の内容は広く補助金を交付することになり、予算制約の観点から現実的ではないとも考えられる。

そこで、補助率や上限額を設定することで、予算の範囲内で、より多くの団体に対し補助金を交付できる可能性があるので、公平性の視点及び予算制約の観点から、社会教育関係事業補助金交付要綱の改正が望まれる。

(2) 補助金の使途の明確化

当該補助金の実績報告として、各交付団体から、団体の収支決算書が提出されている。収支決算書は、全体として補助金収入を事業費のどの支出項目に充てているかを示しているのみであり、補助対象経費として、何を対象としていくらかかっているのかが不明である。補助金の使途を明確にすべきである。

(3) 長野市 PTA 連合会事業の効果的運用

長野市 PTA 連合会の活動は、保護者の教育の一部を含め、子どもの教育環境の向上や、教育問題の研究協議に関する活動などであり、このうち研究集会については、全会員を対象とした研修会として、社会教育の一環と位置づけているとしている。

研究集会の出席者は 950 人(平成 27 年度)であり、総数としては少なくないものの、総保護者数の 5%にも達しないことから、分散開催など開催方法の見直しを考え、補助金の有効性を高めることが望まれる。

3.4.6 体育協会負担金

【4. 指摘事項】

なし。

【5. 意見】

補助対象(交付先の支出内容)の明示

体育協会負担金は公益財団法人長野市スポーツ協会(以下、「スポーツ協会」という。)への負担金である。スポーツ協会は競技水準向上事業、全国大会等出場選手強化基本構想プログラム、スポーツ普及・交流事業等として加盟団体 42 団体等に補助金を交付している。

スポーツ協会では、ウェブサイトにおいて、協会の概要、定款・諸規定、事業計画・決算報告等が示されているものの、主な交付先団体毎の補助金等の内容、交付実績額を掲載していない。

スポーツ協会では、加盟団体 42 団体等への補助金について、スポーツ振興事業補助金交付規程、全国大会出場選手強化事業補助金交付規程及び競技団体運営強化事業補助金交付規程に基づいて交付されており、各規定についてはウェブサイトにおいて掲載されているが、スポーツ

振興事業補助金交付規定の細則である別表及び要領、全国大会等出場選手強化事業補助金の交付要領については掲載されていない。別表又は交付要領、前述した主な交付先団体毎の補助金交付額等を掲載することによって市民の監視を受けることも期待できる。

また、負担金を交付している担当課としては、スポーツ協会の予算執行状況や事業の進捗状況について、四半期ごとの報告を受けるべきであり、担当課はスポーツ協会を指導することが必要である。

3.5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち【産業・経済分野】

人口減少社会を迎え、都市の持続的な発展のための活力あるまちづくりが求められている中、自然や田園が豊かで歴史が息づく地方拠点都市としての立地や特性をいかし、産業の各分野において“ながの”ならではのオンリーワンを絶えず模索しながら、地域経済の牽引役となるいきいきとした産業の振興を目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

3.5.1 観光まつり補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

「観光まつり」の定義の見直し

旧町村地域のまつり・イベントについては、過去の合併の際に「意向を尊重しながら調整する」「当面、現行のとおりとする。ただし、開催は実行委員会によるものとし、補助金は全市的な見直しの中で今後検討する。」とされてきた経緯がある。また、「観光まつり補助金の改革について」における「4 今後の予定」には、「補助率が極端に高いまつり(合併地区)については、対象外経費の縮減、段階的な補助金の減額等により、数年をかけて50%以内となるよう改善を図っていただく。」と明記されている。しかしながら、最後の合併から6年以上と相当の年月が経過していることから、合併地区のまつりについてはさらなる見直しの時期を迎えているといえる。

また、合併地区のまつり・イベントは地域振興的な性格のものも多くある。現行の「長野市観光まつり補助金交付要領」の交付条件を、これまでの担当課の指導でなんとか満たしているとしても、まつりの規模や地域性の観点からは、本来の「観光まつり」の姿からは程遠いものが多いように思われる。

公平性の観点からも、平成の合併地区のまつり・イベントだけに補助金を交付していて、過去に合併した他の中山間地域との公平性に欠けているといえる。特に、大岡地区の「ひじり三千石祭り」については27年度で88.6%と極端に高い補助率となっており、規模と地域性から本来の「観光まつり」には該当しないように思われ、また公平性にも問題があるといわざるを得ない。

以上から、本来の「観光まつり」の姿から、観光まつりの定義をもう一度見直す必要があるといえる。そのうえで、本来の「観光まつり」に該当するもの、補助率を上げていくもの、終期を設けるもの、他の補助金制度(商店街イベント事業補助金など)の利用を促すもの、などに合併地区のまつり・イベントを仕分けることを検討すべきと考える。

また、現に他の補助金制度を利用しているまつり・イベントであっても、「観光まつり」として多くの

観光客の誘客が見込めるものについては、担当課をまたいでお互いに連携し、相乗効果を図れないか検討していくべきである(大規模集客イベント事業補助金における善光寺花回廊ながの花フェスタなど)。

3.5.2 松代観光戦略補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

交付要綱の制定

本補助金については、交付要綱が制定されておらず、長野市補助金等交付規則にのみ基づいて交付されている。一方、松代歴史文化の発信・誘客事業の補助金については、交付要綱は制定されているものの、松代地区の観光推進という点において本補助金と同様の目的を持つと考えられる。これら2つの補助金は、同じ目的を持つものとして一元的に交付要綱を制定し、これに準拠して交付がなされるよう検討すべきである。

事業費補助への移行

本補助金は松代観光推進機構における複数の事業をその対象に含みながらも、一括した金額で交付されており、各事業への具体的な配分は松代観光推進機構に一任されている。平成27年度は小中学校剣道大会事業、松代町観光貸自転車事業、エコール・ド・まつしろ倶楽部事業、松代観光推進機構事業へと配分されている。これらの事業の中には、補助金の必要性が低いと思われるものや、他の補助金制度が利用可能な事業が含まれている可能性もある。

本補助金の目的に照らし、補助金を交付することが適切な事業とそうではない事業に仕分けし、補助金が必要な事業に対してはその事業ごとに、効果が得られるような内容で事業費補助として交付できるように、制度そのものを見直すことを検討すべきである。

補助金の必要性

平成27年度の補助金配分先のうち松代町観光貸自転車事業と松代観光推進機構事業については、繰越額が補助金額を超えており、松代町観光貸自転車事業においては特別積立金の残高も多額にある。これらの事業においては、補助金を減額しても事業が可能であると思われる。本来、補助金はその年度の事業において必要な額を交付するものであり、現在の補助率で補助金を交付する必要性が低いことから、補助金の廃止または減額を検討すべきである。

補助金への依存からの脱却

平成 27 年度の補助金配分先のうちエコー・ド・まつしろ倶楽部事業は、収入のほぼ全額を本補助金が占めており、補助金への依存度が高いといえる。補助金は必要最低限の金額を交付するよう、自主財源を確保し自立するように促し、段階的に減額していくことを検討すべきである。

3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客

【指摘事項】

なし。

【意見】

交付要領の見直し

「NPO 法人夢空間松代のまちと心を育てる会事業補助金交付要領」が規定されているものの、そこに上限額の定めはなく、当該 NPO 法人との協議によって上限額を決定し、さらに新規事業に対しては別途の上限額を設けている。また、要領には対象経費を積み上げて金額を決定することとされているが、実際にはその過程をとっていない。よって、交付要領が規定されているものの形骸化しているといえる。

交付要領は、補助金の申請や交付決定、実績報告による効果の測定が適切になされるように、対象経費、補助率、限度額など補助金交付にあたって必要な事項を盛り込んで規定すべきであり、そのような交付要領に則り補助金の交付がなされるべきである。

補助対象事業費の実績把握

平成 27 年度収支決算書は特別会計も含めたすべての事業の合算となっており、予算書のように委託管理事業と指定管理事業とが分けられていない。この収支決算書では、本補助金の対象となる事業の収支が判明せず、本補助金の効果の検証や必要性の判断が困難となる。

予算書においても決算書においても、本補助金の対象経費が明確にわかるように記載されるべきである。

3.5.4 長野市善光寺表参道ガイド協会負担金

【指摘事項】

なし。

【意見】

事業報告書及び決算書の保管

交付決定通知において事業報告書及び決算書の提出を求めているものの、担当課では支出帳票類とともに一連の資料として保管されていない。市が負担金を支出している以上、負担金はどう使われているか、本当に必要な金額であったか等を検証するために、入手した当該協会の事業報告書及び決算書の適切な文書管理が求められる。

交付額査定の根拠について

本補助金の申請書に添付されている「ガイド実施見込み」においては、ガイドによる見込み収入が1,310千円となっているが、平成27年度予算書には、参加料(ガイド料見込)が150千円と記載されており、金額が大きく乖離し、整合性がとれていない。補助金の交付決定に当たっては前年度の決算書の内容も考慮した、現実的かつ信頼しうる予算書に基づいてなされるべきであり、本補助金のケースにおいても予算要求の段階で、現実的かつ信頼しうる数値をもとに協議がなされるべきである。

3.5.5 広域観光協議会負担金

【指摘事項】

なし。

【意見】

参画対象協議会の選定

観光ニーズが多様化する中で、長野市単独での事業展開や誘客には自ずと限界があることから、近隣市町村だけでなく広域的な連携による相乗効果を期待し、協議会の設立趣旨に基づき、会員同士の連携を進め、情報発信の強化、連携コンテンツの開発、キャンペーンの共同実施等により観光誘客に努めているものである。

しかしながら、構成員が重複している協議会や、事業内容が類似している協議会、高い誘客効果があるとは思えない協議会がある。それぞれの協議会の活動状況や事業効果を検証し、必要な協議会にのみ参画すべきである。

3.5.6 観光コンベンションビューロー運営補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

同一目的補助金の一元管理

本補助金の交付先であるながの観光コンベンションビューローのほかに、市の観光振興を担う団体として4つの観光協会がある。これらの観光協会の中には、観光・コンベンション事業助成金として運営費も含めて交付されている団体もある。同じ運営費でありながら、本補助金の交付先とそれ以外の4つの観光協会とは別の補助金制度で交付している。4つの観光協会においても運営費を補助する必要があるならば、これらの運営費は同一の補助金制度において、交付要綱を制定のうえで一元的に管理し、交付すべきである。

3.5.7 観光・コンベンション事業助成金

【指摘事項】

なし。

【意見】

交付要綱の制定

本補助金については交付要綱が制定されていない。本補助金は複数の交付先に対して交付しており、公平性を保つことが求められる。補助金の交付にあたっては、補助金の目的、対象経費、補助率、交付条件、必要書類などを交付要綱で明確に制定し、これに則るべきである。

事業費補助への転換

本補助金の交付先は5件あるが、ながの観光コンベンションビューロー以外の市内4つの観光協会の中には、事業費のみならず運営費も含めた額に対して本補助金を交付している団体もある。

しかしながら、本来、補助金はその年度の補助対象事業における事業経費のうち必要な額を交付するものであり、運営費とは明確に区別する必要がある。また、運営費については団体の自主財源に基づくように促していくべきであるが、各観光協会が実施する事業の公共性に鑑みて運営費を補助する必要があるならば、補助内容を検討して必要最小限とすべきである。

このように、各観光協会において事業費と運営費を明確に区別し、それぞれの必要最小額を補助金として交付することができるよう、観光コンベンションビューロー運営補助金と本補助金をあわせて制度を見直すべきである。そのうえで、前述のように交付要綱を制定し、これに則るべきである。

3.5.8 土地改良事業団体補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

補助金算定根拠の見直し

市内では近年、都市化が進んだことにより、これまで農地だった地域が住宅地になるなど、土地改良区が管理している水路等が住宅地を流れ、雨水排水や防火、親水など多面的機能を担っている。そのため、これらの維持管理を土地改良区のみを負担とせず、市も応分の負担をすべきであると考えられる。

しかしながら、各土地改良区においては補助金額の数倍から数十倍もの多額の一般会計繰越金があり、金額的な側面からは補助金がなくても事業が可能であり、補助金を交付する必要はない。本来、補助金はその年度の事業において必要な額を交付するものであり、将来のために繰り越すためのものではない。

以上から、本補助金がなくても、あるいは、土地改良区の公共性に鑑みて運営に支障を来さない最小限の補助金で運営が可能であると考えられる。補助金がどうしても必要であるならば、各土地改良区の予算書だけではなく、近年の一般会計繰越実績額を考慮し、現行よりも低額かつ必要最小限の金額となるようにすべきである。具体的には、現状では定額＋面積割で算定される運営費補助であるため、事業費補助として実際の維持管理費に応じるように算定根拠を見直す必要がある。

【参考】

平成 27 年度補助金交付額上位5件の土地改良区における補助金交付額と一般会計繰越額

(単位:千円)

	平成 27 年度 補助金交付額	平成 26 年度末 一般繰越額	平成 25 年度末 一般繰越額	平成 24 年度末 一般繰越額
長野平土地改良区	927	2,736	2,899	—
善光寺平土地改良区	379	8,858	8,139	—
上中堰土地改良区	310	16,945	21,751	—
下堰土地改良区	258	5,436	11,298	—
豊野町土地改良区	227	8,750	11,736	10,733

3.5.9 農業者育成(新規就農者支援事業)

【指摘事項】

なし。

【意見】

事業内容の見直しについて

本補助金は、国の青年就農給付金を基本にしながらも、市独自の補助金として、新規就農者を支援するものであるが、国の青年就農給付金は親元就農者に対する交付要件が厳しく、交付を受けられないこともあるため、本補助金で補完する形となっている。しかしながら現行の制度では、親元就農者以外の新規参入就農者も支援するものとなっているため、国の青年就農給付金を受けられなかった親元就農者を支援するという目的に沿うように事業内容を見直すべきである。

3.5.10 緩衝帯維持管理支援事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

補助内容の見直し

緩衝帯の維持管理には、実施団体にも応分の負担が必要となる。また中山間地域の高齢化・人口減少により作業を行う参加者の確保が困難なため、維持管理の取組みに苦慮しているのが現状である。緩衝帯の維持管理が適切に実施されるようにすべきであり、緩衝帯整備の申請段階での説明を徹底し、地域住民による場合の補助率を引き上げるなど、補助内容の見直しを検討すべきである。また、高齢者が多い団体においては補助金のみによる支援では限度があると考えられることから、補助金以外の新たな支援策も検討すべきである。

3.5.11 長野市商業振興事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

制度の周知

それぞれの商店街のニーズに合った補助を実施することで商店街が活性化するように、複数のメニュー（長野市商業振興事業補助金、商店街イベント事業補助金、商店街環境整備事業補助金など）を用意しており、ある程度の予算を確保している。それぞれの補助金制度の交付件数や交付額は年度によって増減があるものの、全体としては継続した需要があり、商店街活性化に一定の効果があるといえる。

本補助金制度においても、交付額実績が減少傾向にあるものの、メニューのひとつとして継続していくことは必要であると考えられる。しかしながら、商店街マップ作成事業補助金については、交付実績のない年度があるなど、これまでの利用頻度が低いことや、ごく一部の商店街のみが利用している実態から、制度の周知を図ることが必要である。

3.5.12 大規模集客イベント事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

他の補助金との相乗効果(複数担当課での連携)

本補助金の交付対象である大規模イベントの中には、市民や市外県外の観光客が期待するイベントであるという点において観光振興課における観光まつりに該当するイベントがあるとも考えられる（善光寺花回廊ながの花フェスタ）。本補助金と観光まつり補助金の目的は異なるものの、参加する市民や観光客はその目的の違いを認識して参加するわけではなく、いずれも共通して大きなイベントであるという認識であると思われる。

行政においては、観光振興と商店街団体の商業振興では目的が異なることから、それぞれの目的に沿うように補助金制度が整備されることはもっともなことである。一方、両者は密接に関係しているものであり、担当課をまたいでお互い連携し、効果を高めていくことが必要と考えられる。大規模イベントと観光まつりが、これまで以上に市内商業活動の活性化、誘客等で相乗効果を図れないかという観点で、事業内容を検討していくべきである。

3.5.13 商店街イベント事業補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

複数担当課での連携と見直し

観光振興と商業振興では目的が異なるが、両者は密接に関係しているものであり、担当課をまたいでお互い連携し、効果を高めていくことが必要と考えられる。

観光まつり補助金の交付対象となっているまつりの中でも、合併地区のまつり・イベントには地域振興的な性格のものが多くあることから、観光振興と商業振興の間で相乗効果を図れないかという観点で、事業内容について検討していくべきである。

3.5.14 商工団体育成補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

交付規準の明確化

本補助金は各商工団体の運営費補助金であり、各商工団体は市の産業振興に欠かせない存在であることから、必要性はあるといえる。しかしながら、統一的な交付要綱が制定されていないため、算定根拠が各団体によって異なり、公平性の観点からも課題がある。

補助金の交付にあたっては、その目的、対象経費、補助率、交付条件、必要書類などを交付要綱等にて明確に規定する必要がある。

また、本補助金は各商工団体の運営費補助であり、事業費補助への転換は困難であると考えられるが、今後もその可能性について継続して検討する必要がある。

3.5.15 雇用対策補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

職業訓練事業運営費補助金における交付要綱等の制定

職業訓練事業運営費補助金においては、長野地域職業訓練協会が運営する全2施設のみを交付対象としており、人件費相当額を補助することとされてきたことから、交付要綱は制定されていない。

しかしながら、対象経費や算定根拠などが不明確であることや、補助金の検証に必要な書類が入手されていないことなどから、交付要綱等を制定して必要事項を明確にすることが望まれる。

これにより、補助金の必要性や有効性などの検証、また、各年度に必要最低限の補助金交付が可能となり、効率的な支出につながると考えられる。

3.6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】

緑豊かな自然と都市機能を併せ持ち、個性的な地域が連なる長野市においては、効率的で機能的な都市整備を行いながら、各地域でいきいきと生活できるまちづくりを行うとともに、地方拠点都市“ながの”としての多様な交流や魅力と賑わいのある快適なまちを目指すものである。(第四次長野市総合計画の基本構想「まちづくりの基本方針編」から抜粋)

3.6.1 長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

交付要領における補助対象経費の規定

協議会の下部組織である地区団体において、「地区協議会交付金」として交付された補助金の使途で「会議費としての居酒屋への支払い」「協議会が主催する懇親会出席費用の支払い」「委員会行動費として、出席した委員への一律金員の支払い」が見受けられた。

現行の「長野駅東口地域街づくり事業補助金交付要領」では、補助金対象事業とする協議会及びその下部組織団体の運営事業について、その使途を明確に規定していないが、各団体の作成する「現金出納簿」では「交付金は懇親会費に使用しないこと」と定めており、補助金の趣旨からも、(類似を含む)懇親会費用の支払いや構成員への金員の支払いは望ましいとはいえない。同交付要領で、補助金の対象事業、使途を明確に定め、目的に沿った執行とモニタリングが今後望まれる。

3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

定額渡し切り補助金の見直し

本補助金は、「均等割」と「通過延長割」の合計一定額を「前払金」として各対策委員会に交付する形式を採用しているため、「長野市補助金等交付規則」に則り、実績報告及び使途明細報告の市への提出は現在不要となっている。このため実質的に「定額渡し切り」の補助金となっている。同

交付規則で「前払金」について実績報告不要とする主旨は、用途が交付時点で具体的かつ明白であるためであるが、本補助金については交付時点で用途に具体性はないことから、一定額の前払金交付を定めている交付要領自体の見直し、もしくは、市として実績報告を求めることが必要と考えられる。加えて、交付要領自体は北陸新幹線建設前に制定されたものであるため、建設後の現在の対策委員会活動に則して、交付要領を全体的に見直すことが望ましい。

3.6.3 国・県道整備期成同盟会補助金

【指摘事項】

なし。

【意見】

補助金額算定基準の見直し

補助金は、予算に基づき必要な金額を上限として交付すべきであるが、本補助金交付団体の一部では、その予算執行率の低さ(予算金額の形骸化)から、必要な補助金額が交付されているとは判断し難い状況にある。市でも既に団体の状況を鑑みて減額交渉を開始し、一部団体で每期段階的に減額して対応している状況にあるが、段階的な毎期の減額では、「必要額のみを交付する」という主旨としては不十分である。

各団体では、実効性のある予算に基づき每期補助金を交付申請し、市では、各団体間の公平性に配慮しつつ、その予算の範囲で必要額のみを補助金として交付することが望ましい。加えて、予算の実効性や補助金の必要額を検討する上で、各団体の総会資料からもう一步踏み込んで、支出内容について精査することが望ましい。

以上